

北九州市市税条例等の一部改正について（議案第118号）

地方税法の一部改正等に伴い、市税条例等の関係規定を改正するものです。

1 公益信託の見直しに係る個人市民税の対応

（市税条例第22条の3）

「公益信託に関する法律」の全部改正（令和6年法律第30号）による公益信託制度の見直しに伴い、所得税法において公益信託の信託財産とするために支出した寄附金に係る寄附金控除の規定が改正され、それを受けて地方税法においても、寄附金税額控除の規定が改正されたことから、市税条例の関係規定を同様に改正するもの。

2 地方拠点強化税制^{※1}の対象拡大に係る固定資産税の対応

（市税条例付則第15条の2及び市税条例付則第15条の7第1項）

- (1) 地域再生法の委任を受けた総務省令の改正により、
- ・新たに不均一課税の対象となる「特定業務児童福祉施設^{※2}」の定義規定を追加するもの。（市税条例付則第15条の2）
 - ・認定事業者^{※3}が特定業務施設^{※4}を新增設した場合に適用される固定資産税の不均一課税の対象に、特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設の用に供する家屋を追加するための改正を行うもの。（市税条例付則第15条の7第1項）

（市税条例付則第15条の8第3項）

- (2) (1)の改正に伴い、不均一課税の適用を受けるための申告書に記載すべき事項に係る規定を整備するもの。

※1 地方拠点強化税制

企業の本社機能を東京23区から地方へ移転する又は地方にある企業の本社機能を強化する場合に、地域再生法の規定により定めた計画に基づき新設された固定資産について当該固定資産の所在する市町村が固定資産税の不均一課税又は課税免除を行った場合、減収補填を受けることができる制度。

※2 特定業務児童福祉施設

特定業務施設^{※4}の従業員の児童に係る保育所等の施設

※3 認定事業者

地域再生法に規定する「地方活力向上地域特定業務施設整備事業計画」を作成し、県の認定を受けた事業者

※4 特定業務施設

認定事業者^{※3}が期間内に認定を受けた計画に従って新設又は増設した本店、事務所、研究所等の施設。

3 「公益信託に関する法律」の施行に伴う経過措置に関する個人市民税の対応

（北九州市市税条例及び法人等の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例付則第2条）

公益信託制度の見直しに伴い全部改正された「公益信託に関する法律」の施行の際に既に存在する公益信託に係る寄附金税額控除の取扱いに関し、過去の地方税法改正法（「地方税法の一部を改正する法律」（平成19年法律第4号））における経過措置規定（同法附則第12条）について規定の整備が行われた。

これに伴い、同様の経過措置を規定する「北九州市市税条例及び法人等の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例」（平成19年北九州市条例第21号）においても、同様に改正するもの。